

馬力	職名	沿海區域		
		船長	一等機關士	二等機關士
二〇〇〇以上	船長	一五〇	一〇〇	八〇
一五〇〇以上	一等運轉士	一五〇	一〇〇	八〇
一〇〇〇以上	二等運轉士	一五〇	一〇〇	八〇
七五〇以上	三等運轉士	一五〇	一〇〇	八〇
五〇〇以上	一等機關士	一五〇	一〇〇	八〇
三〇〇以上	二等機關士	一五〇	一〇〇	八〇
二〇〇以上	三等機關士	一五〇	一〇〇	八〇
七五〇以上	船長	一五〇	一〇〇	八〇
五〇〇以上	一等運轉士	一五〇	一〇〇	八〇
三〇〇以上	二等運轉士	一五〇	一〇〇	八〇
二〇〇以上	三等運轉士	一五〇	一〇〇	八〇
七五〇以上	一等機關士	一五〇	一〇〇	八〇
五〇〇以上	二等機關士	一五〇	一〇〇	八〇
三〇〇以上	三等機關士	一五〇	一〇〇	八〇

二〇〇〇以上	二〇〇	七〇
--------	-----	----

備考

本表ハ最低月額ヲ示スモノナルヲ以テ本表規定額以上ノ契約締結ヲ妨ケス尙其ノ後勤績ニ伴ヒ相當増給スヘキモノトス  
左ノ三條件ヲ併備スルモノニ對シテハ本表ヲ適用セズ

- イ 有給豫備員制度ヲ含ム社員制度
- ロ 退職金制度
- ハ 俸給ト確實ニ計上シ得ヘキ給與トノ合計カ本表規定額ヲ超ユルトキ

無線通信士標準給料最低月額表

昭和五年七月廿三日第四十八回委員會決議  
改定  
昭和六年十一月廿三日於第五十三回委員會  
昭和七年十二月廿三日於第七十六回委員會  
昭和九年八月廿六日於第九十七回委員會  
昭和九年九月廿五日於第九十八回委員會

資格	海上實歴	總噸數		
		一、六〇〇噸未満	三、五〇〇噸未満	五、五〇〇噸以上
一級主任	自滿一年至二年	八〇	九五	一一五
	自滿二年至四年	九〇	一〇五	一二五
	自滿四年至七年	一〇〇	一一五	一三五
	自滿七年至十年	一一〇	一二五	一四五
	滿十年以上	一二〇	一三五	一五〇

資格	海上實歴		總噸數
	級	(任主)	
二	自滿一年	至二年	一、六〇〇噸未滿
	自滿二年	至五年	七五
	自滿五年	至八年	八五
	自滿八年	以上	一〇五
一	自滿一年	至二年	一、六〇〇噸以上
	自滿二年	至五年	八五
	自滿五年	至八年	九五
	自滿八年	以上	一〇五

備考

- 一 本協定ハ昭和九年九月一日ヨリ實施ス但シ同日既存ノ契約ハ低下セス
- 二 海上實歴一年未滿八月額金十圓ヲ減ス
- 三 本表所定實歴ヲ有スル者ヲ得ル事能ハサルトキハ順次次位實歴所有者ヲ採用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定實歴未滿期間一ケ年ニ付月額金五圓宛ヲ減ス
- 四 左ノ「イ、ロ、ハ」又ハ「イ、ロ、ニ」ノ三條件ヲ併備スルモノニ對シテハ本表ヲ適用セス
  - イ 有給豫備員制度ヲ含ム社員制度
  - ロ 退職金制度
  - ハ 俸給ト確實ニ計上シ得ヘキ給與トノ合計カ本表規定額ヲ超ユルトキ
- ニ 船型ノ大小ニ拘ハラズ經歷ニ應シ順次昇給ノ實行

普通船員標準給料最低月額協定

昭和三年六月八日第二十回委員會決議  
 昭和五年七月廿三日於第四十八回委員會  
 昭和六年一月廿三日於第五十三回委員會  
 昭和七年三月廿三日於第七十六回委員會

一 普通船員標準給料最低月額ハ次表ニ依ル

職別	海上實歴	總噸數	同上	同上
水夫長、火夫長、賄長	八ケ年	自一五〇〇噸至一五〇〇噸	自一五〇〇噸至三五〇〇噸	同上
大工	—	六五	七〇	七五
舵夫、油差、料理人	四ケ年	六〇	六五	七〇
水夫、火夫、石炭夫、炊夫	二ケ年	五〇	五五	五七
給仕	二ケ年	三五	三八	四〇
				三八

- 二 倉庫番若ハ副機籠番ノ職ニ従事スル水夫若ハ火夫ハ各一人ニ限り月額金參圓ノ手當ヲ支給ス
- 三 各部見習ノ見習期間ハ乗船後一ケ年トシ右期間中ハ給料月額金拾五圓ヲ支給ス右期間ヲ超ユルコト六ケ月未滿ノ者ニアリテハ給料月額金參拾圓、一ケ年未滿ノ者ニアリテハ給料月額金參拾五圓ヲ支給ス
- 四 第一項ノ海上實歴年限ヲ有セサル者ハ本協定實施ノ際標準給料最低月額ト現在給料月額トノ差額ヲ第一項ノ海上實歴年限ト現在海上實歴年限トノ差ニ一ヲ加ヘタル數ヲ以テ除シタル金額ヲ増給ス但シ現在給料月額カ右ノ方法ニ依リ算出シタル給料月額ヲ超ユルトキハ其ノ儘据置キ減額セサルモノトス
- 五 海上實歴二ケ年未滿ノ水夫若ハ火夫及石炭夫ヲ雇傭シ得ヘキ員數ハ見習ヲ除キタル各部員總數ノ各壹割五分ヲ限度トス但シ端數ハ五捨六入トス
- 六 本協定ハ昭和三年七月一日ヨリ之ヲ實施ス

水夫長、火夫長及船長手當

昭和九年十一月卅日  
第三次百回委員會決議

總噸數千噸以上ノ船舶ニ乗船スル水夫長、火夫長及船長ニ左ノ如ク手當ヲ支給ス

水夫長、火夫長及船長トシテノ海上實歴 滿五年未滿 月額金 五圓

同 滿五年以上 月額金 八圓

同 滿九年以上 月額金 拾貳圓

同 滿拾參年以上 月額金 拾五圓

但シ本規定ト同等若ハ以上ノ内容ヲ有スル他ノ給與ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

本表ハ昭和九年十二月一日ヨリ之ヲ實施ス

機關部普通船員臨時手當

昭和九年十一月廿四日  
第百回委員會決議

目下機關部普通船員漸減ノ傾向アリ其ノ需給調節ヲ考慮シ總噸數五百噸以上ノ船舶ニ乗組メル機關部普通船員ニ對シ左ノ如ク臨時手當ヲ支給ス

一 火夫長及火夫見習ヲ除ク海上實歴二年六ヶ月未滿ノ機關部普通船員ニ對シ月額金壹圓ヲ

同シク實歴二年六ヶ月以上ノモノニ對シ月額金貳圓ヲ支給ス

但シ總噸數五百噸以上千噸未滿ノ船舶ニ乗組メル火夫長ニ對シテハ月額金貳圓ヲ支給ス

支給期間ハ昭和九年十二月一日ヨリ昭和十年十一月卅日迄トス

一 支給期間中ト雖モ在陸求職機關部普通船員過剩ト認ムルニ至リタルトキハ勞資協議ノ上之ヲ廢止スルコトヲ得  
解釋 月ノ十五日以前ニ二年六ヶ月ニ達シタルトキハ其ノ月ヨリ金貳圓ヲ十六日以後二年六ヶ月ニ達シタルトキハ翌月ヨリ金貳圓ヲ支給スルコト

(三) 醫療施設

醫療施設としては日本海員救濟會の東京診療所が芝區日之出町九に在る。

現在、その診療科目は内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、小兒科、婦人科、性病科の七科目で殆んど全病を網羅してゐるが、これが診療に當る醫師は一名、看護婦一名である。

設備としては診療室と患者待合室とだけで病人の收容ベツトはない。従つて入院を要する患者は横濱へ行かなければならぬ。

尙、東京港に出入する船舶の船員を含めて船員に對する醫療救護は日本海員救濟會が全般的に當つてゐるが、その救護規程は次の通りである。

○日本海員救濟會海員救護規程

(昭和九年三月十五日  
令規第六八號制定)

第一條 本會ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ海員ノ救濟扶助ヲ爲ス

第二條 海員及其同居ノ家族カ本會病院又ハ診療所ニ診療ヲ求ムルトキハ診察料ヲ徵セス又治療費ヲ輕減ス

第三條 海員又ハ其扶養義務ヲ有スル同居ノ家族ニシテ治療費負擔ノ資力ナク又他ニ治療ヲ受クル途ナキ者ハ本會病院所在地

ノ出張所又ハ診療所ニ無料治療ヲ申出ツルコトヲ得但シ争鬭又ハ酩酊若ハ不行跡ニ因リ自ラ招キタル傷痍疾病ナルトキハ此

限りニアラス

前項ノ申出テアリタルトキハ病症、無料治療ノ定員及當該病院ノ設備其他ノ事情ヲ參酌シ其許否並ニ入院又ハ通院ノ別ヲ決定ス

第四條 本會病院又ハ診療所ノ診療科目及第二條治療費輕減ノ程度ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 無料治療ノ期間ハ入院患者ハ二ヶ月、通院患者ハ三ヶ月迄トス但シ事情ニ依リ延期スルコトアルヘシ

第六條 當該病院ニ於テ無料入院患者ノ病狀退院差支ナント認ムルトキハ之ヲ退院セシメ尙ホ治療ノ必要アル者ハ無料通院患者ノ取扱ヲ爲ス

第七條 無料入院治療ヲ許可セラレタル場合ニ於テハ身元引受人ヲ立ツルモノトス

身元引受人ハ身元引受證ヲ當該病院ニ差出スヘシ

第八條 無料治療海員患者ニシテ治療中又ハ全治後歸國セントスルモ其旅費ヲ有セサルトキハ旅行ノ便宜ヲ與ヘ又ハ旅費ヲ支給スルコトアルヘシ

第九條 産科ノ設備アル本會病院ニ在テハ海員ノ配偶者ニ對シ輕費ヲ以テ入院助産ノ取扱ヲ爲ス但シ事情ニ依リ無料ヲ以テ之ヲ取扱フコトアルヘシ

第十條 海員カ乗船中海難又ハ職務ノ爲死亡シ若ハ行衛不明トナリタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ其遺族ニ對シ弔慰金ヲ給與ス

第十一條 海員カ乗船中職務ヲ行フニ因リテ傷痕ヲ受ケ海員ノ職務ニ従事スルヲ得サルニ至リタルトキハ其傷痕ノ程度ニ應シ

別ニ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給與ス

第十二條 海員カ乗船中職務ヲ行フニ因リタルニ非スト雖モ不行跡又ハ重大ナル過失ニ因ラスシテ傷痕ヲ受ケ又ハ死亡シタルトキハ前二條ニ定ムル弔慰金又ハ扶助金ノ幾分ヲ給與ス

第十三條 第十條乃至第十二條ノ場合ニ於テ當該海員カ同一ノ事實ニ基キ法令、雇傭者ノ取極、慣行若ハ他ノ施設ニ依リ給與ヲ受ケ又ハ受クヘキトキハ本會ハ之ヲ參酌シ其給與ヲ決定ス

第十四條 第十條乃至第十二條ハ沿海區域以上ヲ航行スル船舶ニ乗組ム海員ニ之ヲ適用ス但シ事情ニ依リ右以外ノ海員ニモ之ヲ適用スルコトアルヘシ

第十五條 海員カ乗船中海難ニ遭遇シ多大ノ損害ヲ受ケタル場合ニ於テハ其被害ノ程度ヲ斟酌シ見舞トシテ金品ヲ給與スルトアルヘシ

第十六條 第三條及第十條乃至第十二條ノ場合ニ於テ本會ヲ表彰ヲ受ケタル海員ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ優先ノ取扱又ハ給與金ノ増額ヲ爲ス

第十七條 多年海員ノ職ニ従事シ本會ヨリ表彰ヲ受ケタル海員ノ孤兒又ハ老廢者ニシテ自活ノ途ナク又扶養者ナキ者ニ對シテハ其實情ニ應シ本會施設ノ範圍ニ於テ適宜救護ヲ取計ヒテ爲ス

第十八條 本規程ニ該當セサルモノト雖モ海員又ハ其遺族ニシテ救護ヲ要スルモノアルトキハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ救護スルコトアルヘシ

第十九條 本會支部ニ於テ其所轄内ニ居住スル海員又ハ其遺族ニ付前條ノ事實ヲ認メタルトキハ支部規程ニ依リ之カ救護ノ方

法ヲ講スルコトヲ得

第二十條 左ノ場合ニ於テハ本會ニ於テ葬儀ヲ執行シ又ハ葬儀費ヲ給與ス

- 一、無料診療中ノ患者死亡シタル場合ニ於テ身元引受人又ハ親族縁故者ニシテ葬儀執行ノ資力ヲ有セザルトキ
- 二、海員カ本會海員宿泊所宿泊中死亡シタル場合ニ於テ死體引取人ナク又ハ親族縁故者ニシテ葬儀執行ノ資力ヲ有セザルト

第二十一條 前條ニ依リ葬儀執行後遺骨ヲ引取ル者ナキ場合ニ於テハ本會ニ於テ埋骨其他祭祀ニ付キ相當ノ處置ヲ爲ス

第二十二條 第二條、第三條、第九條、第十五條、第十七條乃至第二十二條ノ規定ハ高等海員ニモ之ヲ適用ス

第二十三條 本規程ノ實施ヲ期スル爲メ本會ハ特ニ海員救護基金ヲ設定シ海員救護ノ趣旨ヲ以テ寄附ヲ受ケタル金品及本會毎年度剩餘金ノ幾分ヲ本基金ニ組入ルルモノトス  
從來ノ養老扶助弔慰資金ハ本規程實施ノ際之ヲ海員救護基金ニ編入ス

第二十四條 本規程實施ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

本會海員養老扶助及弔慰規程並本會海員治療規程ハ本規程實施ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

### ○日本海員救護會海員救護規程施行細則

昭和九年三月十五日  
令 規 第 六 九 號 制 定  
海員救護規程實施ノ日ヨリ施行

第一條 海員救護規程(以下單ニ規程ト稱ス)第三條ニ依リ無料治療ノ申出ヲ受ケタル出張所又ハ診療所ハ本人ノ病症及生活狀

態等ヲ考査シ救護ノ必要アリト認メタルトキハ通院治療ノ場合ハ直チニ之ヲ許可シ入院治療ヲ要スルモノハ其ノ病症、治療

期間ノ見込及生計狀態等詳細事實ヲ具シ本部ニ稟申スヘシ

第二條 出張所又ハ診療所ハ前條ニ依リ通院治療ヲ許可シタルトキハ其氏名、病症、治療期間ノ見込及本人ノ生計狀態等詳細

本部ニ報告スヘシ

第三條 無料入院患者退院シタルトキ又ハ無料通院患者ノ治療ヲ止メタルトキハ遲滞ナク之ヲ本部ニ報告スヘシ

第四條 規程第十條ノ弔慰金ハ本人ノ乗船年數ニ應シ左ノ區別ニ依リ其給與額ヲ定ム

- 一、十年未滿ノ乗船者 金 六拾圓 以內
- 二、滿十年以上十五年未滿ノ乗船者 金 百圓 以內
- 三、滿十五年以上二十年未滿ノ乗船者 金 百五十圓 以內
- 四、滿二十年以上二十五年未滿ノ乗船者 金 貳百圓 以內
- 五、滿二十五年以上三十年未滿ノ乗船者 金 參百圓 以內
- 六、滿三十年以上三十五年未滿ノ乗船者 金 四百圓 以內
- 七、滿三十五年以上ノ乗船者 金 五百圓 以內

第五條 規程第十條ノ遺族トハ死亡者ト同一戸籍内ニ在ル祖父母、父母、妻及子ニシテ弔慰金ノ給與ニ付テハ左ノ順位ニ依ル

モノトス

妻、子、父、母、祖父、祖母

前項同順位内ニ在テハ男ハ女ニ長ハ幼ニ先タツ但シ家督相續人ハ最先トス

第六條 規程第十一條ノ扶助金ハ傷痕ノ程度ニ應シ又乗船年數ヲ參酌シ左ノ範圍内ニ於テ其給與額ヲ定ム

一、終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者 金參百圓乃至金五百圓

二、大傷ニ該當スル者 金貳百圓乃至金四百圓

三、中傷ニ該當スル者 金百圓乃至金參百圓

四、小傷ニ該當スル者 金四拾圓乃至金百五拾圓

第七條 前條大傷、中傷、小傷トハ概ネ左ノ傷痕ヲ謂フ

一、大傷

(イ) 兩眼ヲ亡シタルモノ

(ロ) 二肢以上ヲ亡シタルモノ

(ハ) 咀嚼言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ

(ニ) 内臓ノ機能ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノ

(ホ) 其ノ他不具癱疾トナリ全ク勞働シ能ハサルニ至リタルモノ

二、中傷

(イ) 一肢ヲ亡シタルモノ

(ロ) 二肢以上ノ用ヲ癱シタルモノ

(ハ) 咀嚼言語ノ機能ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノ

(ニ) 内臓ノ機能ヲ妨クルニ至リタルモノ

三、小傷

第一類

(イ) 一眼ヲ亡シタルモノ

(ロ) 一肢ノ用ヲ癱シタルモノ

(ハ) 一眼及一耳以上ノ機能ヲ併セ癱シタルモノ

(ニ) 拇指又ハ示指ヲ合セテ三指以上ヲ失シ又ハ其ノ用ヲ癱シタルモノ

(ホ) 鼻ヲ失シ其ノ機能ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノ

(ヘ) 足關節ノ下約三分ノ一以上ヲ失ヒタルモノ

(ト) 兩耳ノ機能ヲ癱シタルモノ

第二類

(イ) 頸若クハ腰ノ運動ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノ

(ロ) 拇指若クハ示指ヲ合セテ二指ヲ失ヒ又ハ其ノ用ヲ癱シタルモノ

(ハ) 拇指ト示指トヲ合セ失ヒ又ハ其ノ用ヲ癱シタルモノ

第三類

(イ) 拇指又ハ示指ヲ失ヒタルモノ

(ロ) 第一趾ヲ合セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ

第四類

(イ) 拇指、示指ヲ除キ他ノ三指ヲ失ヒ又ハ其ノ用ヲ廢シタルモノ

(ロ) 第一趾ヲ除キ他ノ三趾以上ヲ失ヒタルモノ

第五類

(イ) 一眼ノ視力ヲ妨ケ又ハ一耳ノ機能ヲ廢シタルモノ

(ロ) 拇指示指ヲ除キ他ノ二指ヲ失ヒ又ハ其ノ用ヲ廢シタルモノ

第八條 前條ノ各傷ヲ併セ被ルトキハ最モ重キ傷痕ニ對スル扶助金額ヲ決定シ其他ノ傷痕ニ對シテハ各傷痕ニ該當スル給與金額ノ半額ヲ加給ス但シ第六條第二號ノ最高給與金額ヲ超ユルコトナシ前條ノ各傷ニ該當セサル傷痕ト雖モ其實狀救護ヲ要スル者アルトキハ審査ノ上扶助金ヲ給與スルコトアルヘシ

第九條 規程第十條、第十一條及第十二條ニ依リ給與金ヲ受クル者本會船員表彰規程ニ依リ表彰セラレタル海員又ハ其遺族ナルトキハ左ノ割合ヲ以テ給與金ヲ増額ス

特 功 章 受 有 者

功 績 章 受 有 者

給與金額ノ百分ノ二十

一等精勳章 受有者

二等精勳章 受有者

三等精勳章 受有者

一等善行章 受有者

二等善行章 受有者

表彰狀(第一類) 受有者

表彰狀(第二類) 受有者

三等善行章 受有者

給與金額ノ百分ノ十五

給與金額ノ百分ノ十

給與金額ノ百分ノ五

給與金額ノ百分ノ五

給與金額ノ百分ノ五

第十條 乘船年數ハ船員手帖又ハ所管官公署ノ證明書ニ依リ之ヲ調査計算ス

第十一條 規程第十二條ニ依ル弔慰金又ハ扶助金ハ第四條又ハ第六條ニ定ムル金額ノ三分ノ一以内ニ於テ其情狀ニ應シ給與金額ヲ定ム

第十二條 本會支部又ハ出張所ニ於テ規程第十五條ノ事實ヲ認知シ見舞金品贈與ノ必要アリト認メタルトキハ速カニ之ヲ本部ニ報告シ其指揮ヲ請フヘシ

第十三條 本會支部又ハ出張所ニ於テ規程第十七條ニ該當スル者アリト認メタルトキハ詳細其事實ヲ具シ其救護方法ニ付意見

ヲ附シ之ヲ本部ニ稟申スヘシ

第十四條 本會ハ海員救護ノ爲メ特ニ毎年度其豫算ヲ定メ其範圍内ニ於テ之ヲ施行スルモノトス

若シ豫算外支出ノ必要ヲ生シタルトキハ理事會ニ於テ之ヲ決定ス

第十五條 本細則ハ海員救護規程實施ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### (四) 娛樂施設

東京港の臨港區域と目される芝區の省線ガードより海岸寄り一帯の地域内に在る娛樂施設としては餘り澤山はなく、現在あるものを三田警察署に就き調査したところに依ると

待合四五、麻雀一、撞球二、映畫館一飲食店の中特殊飲食店五、普通飲食店五〇、スケート場一

に過ぎず、待合は芝浦三業組合に屬するもので、其の他のものは特に海員を對象としたとは思へない。

以上の如く芝浦一帯の臨港區域は、未だ埋立地風景から脱せず、其處には娛樂施設としては別にこれと云ふものはなく、更に特に海員の爲のものは何等ないことは、東京港が目下發展の途上にあるもので、今後の開發に俟つべきものが多いことを物語る一つの證據であらう。

これ等の娛樂施設もスケート場は芝浦に在ると云ふだけで、その對象は全市民であり、その外の映畫館、飲食店等は海員よりは寧ろ沖仲仕に利用されてゐるやうである。唯、芝浦三業組合に屬する待合だけが、海員によつて利用されてゐるに過ぎない。

#### (五) 其他

船員の中、高級船員は海員協會を組織して居り、普通船員はその一部が日本海員組合を他の一部が新日本海員組合を組織し、それ／＼所屬組合員の利益増進の爲、闘つてゐる。東京港には何れも東京支部があるが、これ等の協會及び組合では、所屬組合員中の失業船員に對し失業共済規程を設けて、失業救済に當り、東京港に於ても東京附近の失業船員には各支部を通じ救済してゐる。その救済規程は次の通りである。

#### 社 團 海員協會船員失業共済規定

第一條 社團法人海員協會ニ船員失業共済部ヲ置ク

第二條 船員失業共済部ハ必要ニ應ジ出張所ヲ設クルコトヲ得

第三條 船員失業共済部ニ部長ヲ置キ其ノ出張所ニ事務主任ヲ置ク

部長ハ會長ノ命ヲ受ケ共済ニ關スル事務ヲ執行シ事務主任ハ部長ノ指揮ニ從ヒ事務ヲ取扱フ

第四條 船員失業共済部ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス會計ハ特別會計トシ別ニ定ムル船員失業共済部會計規定ニ據ル

第五條 本規定ノ共済ハ通算一ケ年以上乗船シ其ノ期間中共済部ノ掛金ヲ完納シタル高級船員ニシテ下船後二ケ月以内ニ海事協同會船員職業無料紹介所ニ求職ノ申込ヲ爲シ下船後二ケ月間ノ待期ヲ經過シタル者ニハ次ノ三ケ月間ヲ前期爾後六ケ月間ヲ後期トシテ左ノ各號ニヨリ失業給與金及遞信大臣ノ命令書ニヨル勤勞手當金ヲ合算シタル救済金ヲ支給ス

一、前期 毎月金貳拾四圓六拾錢

二、後期 毎月金拾五圓九拾錢



前項ノ失業給與金ハ一ヶ月ニ滿タサル期間ハ之ヲ日割計算トス

第六條 前條ノ掛金ハ毎月金壹圓トス

第七條 第五條第一項ノ規定ニ依リ救済金ヲ受クルモノハ前期ニ於テハ毎月十一日後期ニ於テハ毎月七日勤勞ニ従事スルモノトス但シ勤勞ニ従事セサル者ニハ各其ノ三分ノ一ニ該當スル失業給與金ノミヲ支給ス

第八條 第五條ノ適用ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル

- 一、救済金ノ支給ヲ受ケタル者ノ乗船期間ハ次ニ乗船シタル日ノ翌日ヨリ更メテ之ヲ起算ス
- 二、失業シタル日ヨリ救済金ノ支給ヲ終ル日迄ノ間ニ於ケル二ヶ月以内ノ臨時乗船期間ハ之ヲ除外ス
- 三、豫備員ニシテ給料ヲ受クルモノハ下船後二ヶ月ヲ超ユル場合ト雖モ其ノ給料ヲ受ケサルニ至リタル後遲滞ナク求職ノ申込ヲ爲スヲ以テ足ル

四、豫備員ニシテ給料ヲ受クルモノハ其ノ期間中救済金ヲ支給セス

前號ニ該當スルモノノ救済金支給期間ハ其ノ求職ノ申込ヲナシタル日ヨリ起算ス

五、船員雇止ト同時ニ引續キ同一船主ニ所屬スル船舶ノ繋船番トナリタルモノハ繋船番ヲ解雇セラレタル日ヲ以テ下船シタルモノト看做ス

六、傷病ニヨリ下船シ療養ノ爲メ求職ノ申込ヲ爲シ能ハサル者ハ下船後三ヶ月ヲ超ユル場合ト雖モ其ノ治癒後遲滞ナク之ヲ爲スヲ以テ足ル

七、傷病ニ依リ下船シ療養中給料ヲ受クルモノハ其ノ期間中救済金ヲ支給セス

前號ニ依リ求職ノ申込ヲナシ現ニ給料ヲ受ケサルモノノ救済金支給期間ハ申込ノ日ヨリ起算ス

第九條 左記各號ノ一ニ該當スルモノニハ救済金ヲ支給セス

- 一、脱船其ノ他犯罪行爲アリタルニ因リ解雇セラレタルモノ
  - 二、公ノ救助又ハ扶助ヲ受クル者
  - 三、監獄又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタル者
  - 四、適當ナル職業ヲ紹介セラレタルモ故ナク之ヲ拒否シタル者
- 第十條 本規定ニヨリ救済ヲ受ケムトスル者ハ海事協同會船員職業無料紹介所ノ求職證明書及共濟部掛金通帳ヲ出張所ニ提出スルコトヲ要ス

第十一條 本規定ニヨル被救済者ニハ被救済資格、出勤及救済金支給ヲ證スル船員失業共濟手帳ヲ所持セシム

第十二條 本規定ニ依ル救済ヲ受ケムトスル者又ハ被救済者ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク出張所ニ届出ツヘシ

- 一、乗船、病氣、歸郷其他ノ事由ニヨリ勤勞ニ從フコト能ハサルトキ
- 二、現住所ニ變更ヲ生シタルトキ
- 三、共濟部掛金通帳或ハ船員失業共濟手帳ヲ紛失シタルトキ

第十三條 被救済者救済ヲ受ケサルニ至リタルトキハ遲滞ナク船員失業共濟手帳ヲ返還スルコトヲ要ス

第十四條 既納ノ掛金ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ返還セス

第十五條 救済金支給ノ方法ハ別ニ定ムル船員失業共濟取扱内規ニ據ル

第十六條 本規定ニヨル救済ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

第十七條 昭和十年三月三十一日現在ニ於テ海事協同會授職部ニ就業シ六ヶ月分以上掛金ヲ納付シタル者ハ第五條ニ定ムル後期ニ該當セシメ取扱内規ニ據リ救済金ヲ支給ス但シ失業期間一ケ年未滿授職部就業期間六ヶ月未滿ニシテ九ヶ月分ノ掛金ヲ納付シタル者ハ前期ニ該當セシム

第十八條 昭和九年十二月三十一日現在ニ於テ失業期間二ケ年三ヶ月未滿(授職部滿期退業者ニシテ退業後ノ乗船期間通算六ヶ月未滿ノ者ヲ除ク)ニシテ且同日迄ニ海事協同會授職部ニ就業申込ヲナシ六ヶ月分以上ノ掛金ヲ納付シタル者ハ第五條ニ定ムル後期ニ該當セシメ取扱内規ニ據リ救済金ヲ支給ス

第十九條 第十七條及第十八條ニ定ムル者ニハ本規定ヲ準用ス但シ第五條ニ定ムル待期ノ經過ヲ俟タスシテ救済金ヲ支給ス

第二十條 昭和九年十二月三十一日現在ニ於テ既ニ船員失業共濟部ニ加入シ昭和十年五月三十一日迄ニ下船シタル船員ニ限り引續キ六ヶ月以上掛金ヲ納付シタルモノハ第五條ニ定ムル後期ニ該當セシメ取扱内規ニ依リ救済金ヲ支給ス

第二十一條 本規定實施中ニ於テ逕信大臣ノ命令書ニ依ル勤勞手當金ノ廢止又ハ變更アリタルトキハ其ノ期間中第七條但書ノミヲ適用又第五條ノ勤勞手當金ヲ増減スルコトアルヘシ

財團 日本海員會館船員失業共濟規定

第一條 財團法人日本海員會館ニ船員失業共濟部ヲ置ク

第二條 船員失業共濟部ハ必要ニ應シ出張所ヲ設クルコトヲ得

第三條 本規定ノ共濟ハ通算一ケ年以上乗船シ、其ノ期間中共濟部ノ掛金ヲ完納シタル船員ニシテ、下船後二ヶ月以内ニ海事協同會船員職業紹介所ニ求職ノ申込ミヲ爲シタル者ニハ左ノ各號ニ依リ、失業給與金及逕信大臣ノ命令書ニ依ル勤勞手當金(以下救済金ト總稱ス)ヲ支給ス

一、前期(下船後二ヶ月ノ待期經過後四ヶ月間)毎月金拾貳圓

二、後期(前號ノ期間經過後六ヶ月間)毎月金九圓

前項ノ失業給與金ハ一ヶ月ニ滿タサル期間ハ之ヲ日割計算トス、後期ニ於テハ毎月六日、船員トシテ必要ナル訓練ヲ受クル爲メ勤勞ニ從フモノトス

第五條 第三條ニ定ムル期間ノ計算ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル

一、乗船期間ハ救済金ヲ支給セラレタルコトアル者ニ付テハ其ノ支給ノ終リタル日ノ翌日ヨリ更メテ之ヲ起算ス

二、失業シタル日ヨリ救済金ノ支給ヲ終ル日マテノ間ニ於ケル三ヶ月以内ノ臨時乗船期間ハ之ヲ除斥ス、但シ救済金支給三、下船後豫備員ニ編入セラレ給料又ハ食費ヲ受クル者ニ付テハ第三條ニ定ムル期間中救済金ヲ支給セス、但シ救済金支給期間ハ給料又ハ食費ヲ受ケサルニ至リタル日ヨリ進行ス

四、船員雇止ト同時ニ引續キ同一船舶ノ繫船番トナリタル者ハ繫船番ヲ解雇セラレタル日ヲ以テ下船シタルモノト看做ス

第六條 季節的勞働ニ従事スル船員ノ季節的離職ハ失業ト看做サス

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ救済金ヲ支給セス

- 一、脱船其他犯罪行為アリタルニ因リ解雇セラレタル者
- 二、公ノ救助又ハ扶助ヲ受クル者
- 三、會館又ハ出張所々在地ヲ去リタル者
- 四、監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタル者
- 五、適當ナル職業ヲ紹介セラレタルモ之ヲ拒否シタル者
- 第八條 本規定ニ依ル救済ヲ受ケントスル者ハ海事協同會船員職業紹介所ノ失業證明書及共濟掛金ヲ納付シタル證明書ヲ會館又ハ其ノ出張所ニ提出スヘシ
- 第九條 本規定ニ依ル被救済者ニハ被救済資格、出勤及救済金支給ヲ證スル船員失業共濟手帳ヲ所持セシム
- 第十條 主事ハ理事長ノ命ヲ受ケ共濟ニ關スル事務ヲ處理ス  
會館共濟部ニ共濟部主任ヲ置キ出張所ニ事務主任ヲ置ク  
共濟部主任ハ主事ノ命ヲ受ケ共濟ニ關スル事務ヲ執行シ、事務主任ハ共濟部主任ノ指揮ニ從ヒ事務ヲ取扱フ
- 第十一條 本規定ニ依ル救済ヲ受ケントスル者又ハ被救済者ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク本部又ハ出張所ニ届出ツヘシ
  - (イ) 乗船、病氣、歸郷、其他ノ事由ニ因リ勤勞ニ從フコト能ハサルトキ
  - (ロ) 現住所ニ變更ヲ生シタルトキ
  - (ハ) 船員失業共濟手帳ヲ紛失シタルトキ
- 第十二條 被救済者救済ヲ受ケサルニ至リタルトキハ遲滞ナク船員失業共濟手帳ヲ返還スヘシ

附 則

- 第十三條 救済金支給ノ方法ハ別ニ定ムル船員失業共濟取扱内規ニ據ル
- 第十四條 本規定ニ依ル救済ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス
- 第十五條 昭和九年三月三十一日現在ニ於テ日本海員組合ノ經營ニ係ル、船員失業授産場ニ收容セラレ其ノ收容期間二ケ年ヲ經過セサル者ニシテ其ノ間掛金ヲ完納セル失業船員ハ取扱内規ニ據リ共濟部ノ救済ヲ受クルコトヲ得  
前項ニ定ムル者ニハ本規定ヲ準用ス、但シ第三條ニ定ムル待期ノ經過ヲ俟タスシテ救済金ヲ支給ス
- 第十六條 失業船員ニシテ日本海員組合タルモノニ在リテハ本施設實施前ニ於テ組合費ヲ納付シタルトキハ其期間第三條ノ規定ニ據ル掛金ヲ納付シタルモノト看做ス

第二 沖仲仕を對象とする施設

(一) 宿泊施設

沖仲仕の宿泊施設としては、普通「部屋仲仕」は親方又は世話役の經營する「部屋」と稱する共同宿泊所に宿泊してゐるが、このことは既に述べたから此處では省略する。

「部屋仲仕」以外のアンコ即ち浮浪仲仕に對する宿泊施設としては本市設の芝浦宿泊所及び相互會館があるのみである。

(1) 市設芝浦宿泊所

芝浦宿泊所は芝區海岸通三ノ一に在り、宿泊定員は三〇〇名、一泊料は十五錢で他に共濟會費として一錢徴收する。浴室、

娛樂室の設けがある。

(2)相互會館宿泊所

相互會館宿泊所は芝區日之出町九に在り個人經營のもので、宿泊料は風呂付で一ヶ月四圓五十錢、約三百名を宿泊せしめる。以上の二ヶ所は「アンコ」が相當利用してゐるが、冬季等は芝區高濱町に在る天照園及び市設芝一泊所等の無料宿泊所を利用するものも多い。

(二) 紹介機關

沖仲仕の紹介機關は現在はない。現在は部屋に於てそれと「カク」と稱する割札を貰つて就業する外、「アンコ」は日之出町棧橋附近に早朝集合の上、「部屋仲仕」で不足する親方によつて傭はれるが、この内には「顔」の利く仲介業者が遣入る模様で、將來、仲仕休憩所等の設備が出来れば、この中に適當な無料の紹介機關が設けらるべきであらう。

(三) 醫療施設その他

沖仲仕に對する醫療施設としては芝區日之出町八に東京港沖仲仕業共濟組合の病院が在る。昭和七年十月以降診療を開始してゐるが現在の建物は百五十坪で、收容定員は三十五名、外科が主で、醫員四名、看護婦四名がある。診療費、入院費は一切共濟組合が負擔してゐる。一ヶ年の被診療者は昭昭十年中は二七四名であつた。一人の入院費平均は三十圓位で、平均入院期間は三週間位であるが、中には半ヶ年位入院してゐるものもある。

沖仲仕に對する共濟組合は以上の外、各種共濟事業を行つてゐるが、その詳細は次の定款を参照せられたし。

社 人 國 東京港沖仲仕業共濟組合定款

第一章 總 則

第一條 本法人ハ社團法人東京港沖仲仕業共濟組合ト稱ス

第二條 本組合事務所ヲ東京市芝區日之出町八番地ニ置ク

第三條 本組合ハ組合ニ加入スル沖仲仕業ノ事業主ニ代リ其ノ負擔スル勞働者災害扶助法上ノ扶助ヲ爲シ其ノ他沖仲仕勞働者ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、勞働者災害扶助法令ニ規定スル扶助ノ給付
- 二、組合員ノ使用スル沖仲仕ノ安全、衛生其ノ他ノ福利事業

第二章 組 合 員

第五條 本組合員ハ之ヲ分チテ普通組合員及特別組合員ノ二種トス

一、普通組合員ハ勞働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル沖仲仕業ノ事業主ヲ以テス

勞働者災害扶助法ノ適用ナキ沖仲仕業ノ事業主ニ付テハ組合員總會ノ決議ニ依リ之ヲ普通組合員トナスコトヲ得

一、特別組合員ハ船主、ステベドアー其ノ他沖仲仕業ニ密接ナル關係ヲ有スルモノヲ以テス

第六條 普通組合員ハ組合費トシテ其取扱貨物一噸ニ付金壹錢ヲ特別組合員ハ其所有又ハ取扱ニ係ル船舶積載貨物一噸ニ付各六厘ヲ納ムヘシ但シ組合員總會ノ議決ニ依リ増額又ハ減額スルコトヲ得

前項ノ組合費ハ毎月一日、十一日及二十一日ノ三回ニ分チ各前月二十日前月末及當月十日迄ノ分ニ付之ヲ納入スルモノトス

第七條 組合員本組合ヲ脱退セムトスルトキハ理事會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

組合員組合費ヲ納入セス其ノ他重大ナル事由アルトキハ組合員總會ノ議決ニ依リ組合長之ヲ除名ス

第八條 組合員ハ其ノ氏名、住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所及代表者)ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク其旨届出スヘシ

第三章 役員

第九條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 組合長 一名
- 理事長 一名
- 理事 若干名
- 監事 若干名

第十條 組合長ハ芝三田警察署長ヲ推薦ス

理事長ハ理事中ヨリ組合長之ヲ指名ス

理事ハ總會ニ於テ普通組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

監事ハ總會ニ於テ特別組合員又ハ普通組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

第十一條 組合長ハ本組合ヲ統轄シ其ノ監督ニ任ス

理事長ハ本組合ノ事業ニ付法人ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理シ一切ノ責ニ任ス

第十二條 理事ハ本組合ニ關スル事務ヲ掌理ス

監事ハ本組合ノ財産及業務執行ノ狀況ヲ監査ス

第十三條 理事及監事ノ任期ハ其ノ選出セラレタル翌々年ノ通常總會終了ノ日迄トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選舉ニ依リ選舉セラレタル役員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第十四條 役員ハ總テ無給トス但シ旅費其ノ他ノ報償ハ此ノ限ニ在ラス

第四章 理事會

第十五條 理事會ハ理事長及理事ヲ以テ組織ス

理事會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、本組合事務ニ關スル重要案件ヲ審議スルコト
- 二、組合員總會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト
- 三、其ノ他本定款ニ依リ理事會ノ權限ニ屬スル事項

第十六條 理事會ニ於テ議決スヘキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ理事長之ヲ招集スル暇ナシト認ムルトキハ之ヲ專

決處分スルコトヲ得理事會ニ於テ其ノ議決スヘキ事項ヲ議決セサルトキ亦同シ

前項ニ依ル處置ニ付テハ次向ノ理事會ニ報告スヘシ

第十七條 理事會ハ理事長之ヲ招集ス

理事二名以上ヨリ會議ニ付スヘキ事項ヲ示シテ理事會招集ノ請求アルトキハ理事長之ヲ招集スヘシ理事會ハ理事長之ヲ閉閉ス

第十八條 理事會ハ理事ノ二分ノ一以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一ノ事項ニ付再招集ヲ爲スモ尙二分ノ一ニ滿チサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 理事會ハ理事長ヲ以テ議長トス理事長事故アルトキハ其ノ指定シタル理事之ヲ代理ス

第二十條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ裁決ニ依ル

#### 第五章 組合員ノ總會

第二十一條 組合員總會ハ本組合ニ關スル事項ヲ議決ス總會ノ議決スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一、本定款ノ變更

二、組合ノ基金ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事項

三、歳入歳出豫算ニ關スル事項

四、決算報告ノ承認ニ關スル事項

五、基本財産ノ設置、管理及處分ニ關スル事項

六、歳入歳出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

第二十二條 總會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ理事會ニ委任スルコトヲ得

第二十三條 總會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ臨時急施ヲ要シ理事長ニ於テ之ヲ招集スル暇ナシト認ムルトキハ理事會ノ議決ニ

附スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處置ヲ爲シタルトキハ次ノ總會ニ之ヲ報告スヘシ

第二十四條 總會ハ本定款ノ定ムルトコロニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フ

第二十五條 總會ハ通常總會臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年五月中之ヲ開キ臨時總會ハ臨時必要アル場合ニ於テ其ノ事項ヲ限り之ヲ開ク

臨時總會開會中急施ヲ要スル事項ヲ生シタルトキハ前項後段ノ規定ニ拘ハラズ總會ノ議決ヲ以テ之ヲ其ノ會議ニ附スルコト

ヲ得

第二十六條 總會ハ理事長之ヲ招集ス

組合員四分ノ一以上又ハ監事ヨリ會議ニ付スヘキ事項ヲ示シテ臨時總會招集ノ請求アルトキハ理事長ハ之ヲ召集スヘシ

總會ノ召集ハ少クトモ其ノ五日前ニ其ノ會議ノ目的タル事項ヲ示シ之ヲ各組合員ニ通知スルコトヲ要ス

第二十七條 總會ハ組合員ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一ノ事項ニ付再召集ヲ爲スモ尙三分

分ノ一ニ滿チサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條 組合員ハ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得

前項ノ代理人ニ付テハ豫メ理事長ノ承認ヲ受クヘシ

第二十九條 第十九條及第二十條ノ規定ハ總會ニ之ヲ準用ス

#### 第六章 財務及會計

第三十條 本組合ノ基金ハ左ノ各號ヨリナル

- 一、組合費
- 二、其他ノ收入

第三十一條 本組合ノ基金ハ日常收支ニ必要ナル金額ヲ除クノ他郵便貯金其他確實ナル銀行、若ハ信託會社ニ預入レ又ハ國庫債券若ハ之ニ準スル有價證券ヲ買入ルルモノトス

前項以外ノ基金管理方法ハ組合員總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第三十二條 本組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

本組合ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

第三十三條 本組合ノ歳入歳出豫算ハ通常總會ニ於テ組合員ノ議決ヲ得テ之ヲ定ム

第三十四條 豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ理事會ノ議決ヲ以テ之ヲ流用スルコトヲ得

第三十五條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ少クトモ事業費ニ要シタル費用ノ前三年度ノ平均年額ニ相當スル金額ニ達スル迄剩餘金ノ全部又ハ一部ヲ準備金トシテ積立ツヘシ

前項ノ範圍ノ準備金ハ扶助ノ給付ニ要スル費用ニ不足ヲ生シタルトキニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

準備金ヲ使用スル必要アルトキハ其ノ使用目的及金額ニ付理事會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

## 第七章 給 付

第三十六條 普通組合員ノ使用スル労働者(以下労働者ト稱ス)業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ之ニ因リ死亡シタルトキハ本章ノ規定ニ依リ左ニ掲クル給付ヲ爲ス

- 一、療養又ハ療養費
- 二、休業扶助料
- 三、障害扶助料
- 四、遺族扶助料
- 五、葬 祭 料
- 六、打切扶助料
- 七、歸 郷 旅 費

第三十七條 療養ノ給付ハ理事長ノ指定シタル醫師又ハ病院ニ於テ之ヲ爲ス

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ療養費ヲ支給ス

- 一、本組合ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ
  - 二、労働者カ理事長ノ承認ヲ受ケ其ノ指定セサル醫師又ハ病院ノ診療ヲ受ケタルトキ
  - 三、労働者緊急ノ必要ニ依リ理事長ノ指定セサル醫師又ハ病院ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テハ理事長ノ追認ヲ受ケタルトキ
- 療養費ノ額ハ療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヲ標準トシテ理事長之ヲ定ム

第三十九條 労働者療養ノ爲メ業務ニ服スルコト能ハサルニ依リ賃金ヲ受ケサルトキハ其労働者ノ療養中ニ付左ノ各號ノ區別

ニ依リ休業扶助料ヲ支給ス

一、労働者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ収入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキ

標準賃金ノ百分ノ二十

二、前號以外ノ者 標準賃金ノ百分ノ六十

第四十條 労働者ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ労働者災害扶助法施行令第六條ノ規定ニ依リ障害扶助料ヲ支給ス

第四十一條 労働者重大ナル過失ニ依リ負傷シ疾病ニ罹リ且事業主其ノ事實ニ付警視總監ノ認定ヲ受ケタルトキハ休業扶助料及障害扶助料ハ之ヲ支給セス

第四十二條 労働者死亡シタルトキハ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生活維持シタル者ニ標準賃金三百六十日分ノ遺族扶助料ヲ支給ス

前項ノ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ノ順位ニ就テハ工場法施行令第十條乃至第十二條ノ規定ニ依ル

第四十三條 労働者死亡シタルトキハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ労働者ノ死亡當時ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニシテ葬祭ヲ行フ者ニ標準賃金三十日分(其ノ金額三十圓ニ滿テサルトキハ金二十圓)ノ葬祭料ヲ支給ス

第四十四條 第三十七條又ハ第三十八條ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クル労働者療養開始後一年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ標準賃金五百四十日分(第四十一條ニ該當スルモノニ對シテハ標準賃金二百七十日分)ノ打切扶助料ヲ支給シ以後前八條ノ規定ニ依ル給付ヲ爲ササルコトヲ得

第四十五條 労働者災害扶助法施行令別表第八級以上ノ障害扶助料又ハ打切扶助料ヲ受クル労働者扶助ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ其ノ必要ナル旅費ヲ支給ス

第四十六條 扶助料葬祭料算出ノ基礎トナルヘキ標準賃金ハ労働者災害扶助法施行令第十六條ニ依リ警視總監ノ認可ヲ受ケテ定メタル金額トス

第四十七條 普通組合員組合費ヲ所定期間内ニ納付セサルトキハ其ノ期間當該組合員ノ使用スル労働者ニ對シ其章ノ規定ニ依ル扶助ヲ停止ス

#### 第八章 顧問及參事

第四十八條 本組合ニハ第九條ニ掲ケタル役員ノ外顧問及參事ヲ置ク顧問ニハ警視廳保安部長ヲ參事ニハ警視廳保安部工場課長ヲ推戴ス

#### 附 則

本法人設立ノ際ニ於ケル東京港人夫請負業組合ノ組合員ニシテ労働者災害扶助法ノ適用ヲ受クルモノハ當然本法人ノ普通組合員タルモノトス

#### (四) 食 堂

東京港臨港區域にあつて沖仲仕を對象とする飲食店は既に船員を對象するもの、項で述べた通りであるが、これ等五〇の普通飲食店の外に、本市設のものとしては芝浦食堂があり、低廉なる値段で朝晝夕の食事を供給して沖仲仕から相當利用されてゐる。



## 結 語

九六

本調査は調査票に依つて行つたものではなく、関係諸官公衙、公共團體、各汽船會社等に就き調査者が事情を聴取したものである。従つて調査の結果は統計に就いて根據づけることは出来なかつたが、此處に示された状態は、各般の概要を物語るものであり、その趨勢を示すものであることは確信する。

本調査の目的とするところは、現在の東京港に出入する船舶の船員や、港内に働く沖仲仕等の海上生活者に對し、將來如何なる社會施設を必要とするかと云ふことの參考資料を得ようと云ふのであり、調査の結果はこれに答ふる爲、海上生活者の現在數及び簡單なる生活状態の報告をしたに過ぎない。

港に於ける社會施設としては、既に先進諸港に於て、海員ホーム、海員購買部、沖仲仕休憩所、簡易宿泊所等の施設が設けられてあり、東京港に於てもこれ等の施設が必要とされることは云ふまでもないことで、本調査に於ては、調査そのものゝ完全を期すると共に、これ等の施設を如何にして運営するかと云ふ點に就ても、その將來に残された問題と結びつけて調査したつもりである。即ち、現在の東京港は未だ發展の途中に在る港で、此處に出入する船員も、此處で働く沖仲仕も、今後益々増加し、その事情は複雑化するものと思はれる。従つて各種施設も將來の見透しの下になされなければならないこと勿論である。更に具體的に云へば、東京港の修築計畫に依つてその埠頭も現在の芝浦のみでなく、月島に出来ることになつてゐる。従つて海員ホーム、沖仲仕休憩所等の施設も單に芝浦方面にのみ設けらるべきでなく、將來は月島方面にも設けらるべきであらう。

これ等の海上生活者が東京港の發展に寄與するところは絶大で、「港に働らく人々」の福祉増進を圖ることは、直ちに港の繁榮策に外ならない。港に於ける福利施設は單なる社會施設ではなくて、同時に港灣施設であると云ふことを忘れてはならない。この點を考慮して、本調査に於ては特に臨港區域の調査も行つたのであるが、その結果は今後の發展に俟つところ多きを物語つてゐる。

(完)

調査擔當者

社局會庶務課

安

江

正

一

## 附 録

### 附 録 海員生活實地調査結果

#### 一 概 要

海員生活實地調査の爲、調査者が乗組んだ汽船は室蘭市に本社を置く株式會社栗林商會の所有する大永丸と云ふ總噸數三千二百噸の貨物船で、その乗組員の數は全部で三十七名、其中高級船員八名、普通船員二十九名であつた。これを更に詳細に内譯すると

##### A 高級 船 員

船長一名、甲板部士官三名、機關部士官三名、無電技士一名

##### B 普 通 船 員

甲板部 水夫長一名、舵夫四名、倉庫番一名、水夫三名、水夫見習一名、無電通信士一名、料理人一名、炊夫一名、給仕二名

機 關 部 火夫長一名、油差二名、副汽罐番二名、石炭夫一名、火夫七名、火夫見習一名

以上の通りで、右の内、甲板部士官は、一等、二等、三等の各運轉士一名、機關部は機關長及び一等、二等の各機關士一名である。普通近海航路の貨物船には三等機關士は乗船してゐない。

高級船員の内、船長、機關長は大體同等の待遇を受けてゐるが、船長はその船の最高機關である。無電技士は普通「局長」と呼ばれてゐるが、普通貨物船には無電技士一名の場合もかなり多い由である。

#### 二 調査票に依る調査結果

汽船乗組と同時に調査者は各乗組員に就き親しく實地に其の生活狀況を視察すると共に、豫め所持の調査票を各員に配付して  
出生地、現住地、教育程度、年齢、收入支出等  
を詳細に記入して貰ふこととし、同時に東京港へ入港した際の上陸動向、東京港への各種施設希望等をも各員より記入せしめたのである。

##### A 乗組員に關する事項

###### (イ) 出生地

高級船員八名の出生地は

廣島縣三名、滋賀縣一名、愛媛縣一名、山形縣一名、和歌山縣一名、靜岡縣一名

であり、普通船員二十九名は

福島縣一名、山形縣二名、大分縣一名、新潟縣三名、北海道二名、埼玉縣一名、長崎縣一名、宮城縣二名、島根縣一名、兵庫縣一名、千葉縣一名、徳島縣一名、福岡縣二名、朝鮮四名、沖繩縣二名、和歌山縣一名、佐賀縣一名

以上の通りであり、殆んど全国より船員が出てゐることを物語つてゐる。本船のみで云へば主として關西、九州方面より多数の船員を出してゐると見られるが、これを以つて我が國の海員の出生がさうだと考へることは早計である。寧ろ本船の船員の出生地が全国的であると云ふことが、我國の海員が全国より出てゐると云ふことの一例であると思ふべきであらう。

(ロ) 現 住 地

高級船員は大部分が妻子を有し、従つて一定の住所を有してゐる。本船の場合は

横濱市二名、大阪市一名、尼ヶ崎市一名、室蘭市一名、鹿児島市一名、東京市一名、廣島市一名

以上の通りで、これも出生地同様、全国各地に居住してゐる。その居住地も都會であることは普通サラリーマンと大差ないことを物語つてゐる。

汽船に依つては一定の港から港へ定期的に就航してゐる所謂定期船もあるが、定期船の乗組員には起點、終點の兩港都市か、或ひはその附近に居住してゐるものが多いと云ふことであり、更に一旦居住を定め子弟の教育に當つた場合、航路が變更しても居住地を變更することは容易でないとは各乗組員の告白であつた。従つて海員の居住地は殆んど全国的の港市と云つても過言ではなからう。

普通船員の方は給料が少い爲、未だ一家をなすに至らないものが大部分で、家族はあつても同居義務を有してゐない單身者が多い關係上、船内に居住してゐるものが半数以上も居る。これは他の貨物船に就ても云ひ得ることで、本船の場合は

船内居住一九名、室蘭市一名、大阪市一名、鹿児島縣一名、新潟縣一名、神奈川縣一名、徳島縣一名、和歌山縣一名、兵庫縣一名、山口縣一名

以上の通りで、即ち二十九名中十九名は船内に居住してゐる。その他は極く少數の火夫長、水夫長及び長年期の普通船員が妻子を有し、従つて一定の居住地を有してゐるのみで、同じ居住地を有してゐても、普通船員の場合は實家に同居してゐる場合が多いやうである。

(ハ) 教 育 程 度

本船は社外船である關係上、高級、普通を通じ、船員の教育程度は概して低い。殊に高等商船學校を卒業したものは一名も居らず、高級船員の全部は順次進級試験に依り各種免狀を得てなつたもので、一面努力的人物の多いことを物語つてゐる。普通船員は普通教育を卒へて海員養成所を出たものが大部分である。

従つて本船を例として、各船一般の高級船員の教育程度を云々することは許されないが普通船員の方は我國の普通船員一般の例と見ても差支へないと考へられる。

尙、本船の乗組員の教育程度を詳細に示すと次の通りである。

(1) 高 級 船 員

高等學校中退一名、普通商船學校卒業三名、高等小學卒業二名、尋常小學卒業一名海軍出身一名

(2) 普 通 船 員

無電講習所卒業一名、中等學校中退二名、高等小學卒業一九名、尋常小學卒業五名、尋常小學中退一名、不明一名、尙、海技免狀を有する高級船員は全部で本船八名のは

甲種船長免狀二名、機關長免狀一名、甲種二等運轉士免狀二名、一等機關士免狀一名、二等機關士免狀一名、無電技士一級

免狀一名で、甲種船長免狀で一等運轉士を二等運轉士免狀で三等運轉士をしてゐるものが各一名あつた。

(三) 年 齢

船員の年齢は高級船員の中には相當の年配者も居るが、大部分は青年である。

高級船員の中で最高齢者は五十七歳で、外に五十四歳一名、四十九歳、四十八歳、三十五歳、三十三歳、二十九歳、二十五歳各一名である。即ち高級船員は比較的年齢の多いものもゐるが、普通船員の方は十七歳から三十歳迄のものが大部分で四十五歳以上のものは僅かに一名であつた。

これは本船の例であるが、大體に於て我國海員の年齢を考へる場合、高級、普通共に五十歳以上は稀であるさうである。尚、海員になつた年齢は、高級、普通を通じ十七歳から二十六歳までの間である場合が多い。

(ホ) 收 入

本船乗組員の収入は大部分が給料で、他に手當の如きものは少數者を除いてはなく、高級船員の給料は

船 長	一〇〇〇圓
機 關 長	一三〇〇圓
一等運轉士	一一〇〇圓
二等運轉士	七〇〇圓
三等運轉士	五〇〇圓

一等機關士	一一〇〇圓
二等機關士	八〇〇圓
無電技士	一一〇〇圓

以上の如きもので、年齢に依つてゐること勿論である。賞與は一ケ年平均三十割である。

普通船員の方は、各階級により區々であり手當のあるものは少く、給料が大部分の収入である。これを詳細に示すと

甲板部

水 夫 長	七〇圓 手當五圓外二一〇圓
舵 夫	五五圓―五七圓
倉 庫 番	四一圓 手當三圓
水 夫	三八圓―三九圓
同 見 習	一五圓
料 理 人	六五圓 手當一〇圓
炊 夫	三八圓 外七圓
給 仕	三五圓―三九圓 外二一〇圓―二三圓

機 關 部

火 夫 長	七〇圓手當五圓
-------	---------